立憲主義 人権と統治の授業案

教科書 p.11〜49　第 4〜26 時　50 分×23 回

教科書の知識を根拠に、事例の解決案を作り、追加資料で考え直す授業パックです。前編 p.7〜10 の第 1〜3 時に続きます。各回は独立して使用できます。高校「政治・経済」を主軸に、公共の学習にもつながる構成です。

配布と準備

生徒用は各時 A・B の 2 ページ。第 n 時の PDF ページは 2(n−4)+1 と、その次のページです。A4 で 2 枚、または A3 横に 2 ページを等倍配置します。A3 へ「用紙に合わせて拡大」しないでください。教師用は同じ順番です。

教科書、生徒用プリント、筆記具を各自に。活動カードは 1 班 4 人に 1 枚、小テストは 1 人 1 枚。カード下段は教師が切り離して 28 分まで保管します。追加情報を最初に見せないことが、再検討の条件です。

学習の到達点

①太字語句を意味と関係で説明する。②教科書と事例の事実を区別して根拠を挙げる。③他者の問いと追加情報を踏まえ、自分の案を修正または理由を付けて維持する。発言量や結論の賛否では評価しません。

安全に参加できる進め方

架空事例を用い、政治的信条、国籍、障害、性のあり方、家庭事情や被害経験の開示を求めません。意見を声に出しにくい生徒は短文を相手に読んでもらう方法を選べます。人権そのものの有無を多数決にかけません。

3 人班は点検役を兼任、5 人班は根拠確認役を追加。役割は次時に交代します。結論を全員同じにする必要はありません。役割は視点の分担であり、個人の立場の強制ではありません。

資料の扱いと更新

提供された教科書写真の印刷ページを参照しました。写真や紙面は転載せず、説明・事例・設問は独自に作成しています。太字に加えて図表・FILE・TOPIC・判例欄も授業案に対応付けました。教科書の太字と本教材の強調は完全に同一ではありません。

歴史上の判例と現行制度を分けます。p.21 の再婚禁止期間は 2024 年 4 月に廃止済み。p.48 のドイツ 598 議席は現行の 630 議席と異なります。統計や行政組織図には教科書の基準年を付して読みます。

共通の 50 分展開と評価

時間は授業開始からの経過分　本時別の発問は次ページ以降

分	学習活動	具体的な動き
0〜4	個人の予想	B1 に一言。正誤はまだ示さない。
4〜17	知識整理	A1 を個人 7 分、ペア 3 分、全体 3 分で確認。
17〜21	理解の分岐点	A2 に個人回答。理由をペアで説明し、誤解を修正。
21〜28	最初の案	事例 1 分、全員の説明 2 分、検討 2 分、各自記入 2 分。
28〜36	条件の追加	追加カード 1 分、再検討 4 分、各自の修正 3 分。
36〜40	相互点検	隣班と交換。質問 1 分ずつ、個人の応答 2 分。
40〜47	個人の結論	記述 5 分、自己点検 2 分。変更しない理由も可。
47〜50	小テスト	3 問に回答。回収し、次時の補充を決める。

評価は三つの証拠で行う

観点	十分にできた	次に支援すること
知識・技能	語句の意味と制度の条件が正確。小テスト 3 問正答。	誤答の K 番号へ戻り、似た語と違いを説明。
思考・判断・表現	結論に、具体的事実と比較した条件・別案がある。	根拠がない場合は教科書か事例に線を引かせる。
学習の調整	追加情報を受け、修正または維持の理由を残した。	結論が同じでも根拠の追加を認め、再検討を促す。

この表は形成的評価用です。1 回の発言や 3 問だけで全語句の定着や学期の評定を決めません。知識整理の説明も確認します。誤答が多ければ 4 分を再説明に充て、班間交流をペア交流に短縮します。個人の結論と小テストは残します。

法の支配と立憲主義

第 4 時　50 分　参照 p.11〜12　授業案

到達課題　手続・制限される権利・権力を点検する機関の三点から、政府の説明を評価する。

教科書と資料の扱い

p.11 年表は 1215 年・1689 年・1789 年・1919 年を選び、権力の制限から人権の拡大への変化を確認。
p.12 TOPIC は法の支配の後退の例として読む。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	多数決で法律をつくれば、どのような制限も認められるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	「法律に書けば必ず法の支配にかなう」は正しいか。 正答の条件：誤り。制定手続だけでなく、人権を保障する内容かも問う。
21〜28	B2 の事例を読む。手続・制限される権利・権力を点検する機関の三点から、政府の説明を評価する。
28〜36	追加カード配布。法律は虚偽の情報だけでなく、正確な政策批判にも適用される。処罰理由は説明されず、裁判所への申立ても認めないとしている。
36〜40	「国民が選んだ議会でも、少数者の権利を奪ってよい？」。反対意見を述べる権利と、情報の真偽の問題を分ける。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

法律の成立／人権への影響／権力を点検するしくみ。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

多数決による成立だけでは十分でない。法の支配と立憲主義は、多数派の権力にも人権上の限界を設ける。正確な批判まで処罰し、裁判による点検も閉ざす点を改め、対象と手続を限定する必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

日本国憲法の成立と個人の尊重

第 5 時　50 分　参照 p.13〜15　授業案

到達課題　二つの案を比較し、主権・権利・権力の制限の関係を説明する。

教科書と資料の扱い

p.13 比較表は主権・権利・内閣の責任先を比較。p.14 権利一覧は今後の学習の地図とする。p.15 改正の限界は憲法の基本原理との関係を考える発展課題。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	国のしくみの中心に、なぜ個人の尊重を置くのか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	人権は、政府から褒美として与えられるものか。 正答の条件：違う。人として保障される権利であり、国家権力が尊重すべきものである。
21〜28	B2 の事例を読む。二つの案を比較し、主権・権利・権力の制限の関係を説明する。
28〜36	追加カード配布。案 A では、病気で働けない人と政府に反対した人を「役立たない」と判定できる。判定基準は政府が後から変更できる。
36〜40	「役立つかを誰が決める？」と問い、権利の保障と個別の義務の履行を混同させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

成立の経過／三大原理／個人を守る権力の限界。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

個人の尊重を基礎にすれば、国家への貢献や政府への賛否で人権を選別できない。案 A は政府の判断で保障を失わせる危険がある。国民主権の下でも、最高法規で権力を制限し基本的人権を守る必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

自由権の成立と精神的自由

第 6 時　50 分　参照 p.15〜17　授業案

到達課題　内心・表現・公的機関の行為を分け、問題点と必要な確認事項を整理する。

教科書と資料の扱い

p.16 二つの人権宣言は権利保障と権力の根拠を比較。p.17 政教分離判例・三菱樹脂訴訟は、行為の目的・効果、国と私人の違いを整理する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	自分の考えをもつ自由と、外に表す自由をどう守るか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	心の中で考えることと、他者に伝える行為は同じか。 正答の条件：違う。内心そのものの自由と、他者の権利にも関わる表現行為を区別する。
21〜28	B2 の事例を読む。内心・表現・公的機関の行為を分け、問題点と必要な確認事項を整理する。
28〜36	追加カード配布。講演者は施設の安全上の約束には従うとしている。施設側が問題にしているのは危険な行為ではなく、市の政策への批判そのものだった。
36〜40	「安全上の行動ルールと、心の中の賛否をそろえる要求は同じ？」。生徒自身の信仰や政治的立場は尋ねない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

内心／外部への表現／公的機関に求める配慮。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

思想・良心の自由を守るには、政策への内心の賛同を施設利用の条件にすべきでない。表現の自由も民主政治を支える。安全のための条件と、政策批判の排除を区別し、具体的な危険の有無を確かめる必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

人身の自由と適正な刑事手続

第 7 時　50 分　参照 p.17〜18　授業案

到達課題　分かる事実と推測を分け、X の有罪・無罪は決めず、さらに確かめる事項と必要な手続を提案する。

教科書と資料の扱い

p.18 拘留ではなく「勾留」と「代用監獄」の説明を確認。取り調べの可視化には対象範囲があり、すべての事件の全過程が対象とは限らない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	疑われた人の権利を守ることは、なぜ全員に関わるのか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	黙秘したことだけで有罪と判断してよいか。 正答の条件：いけない。供述しない権利があり、有罪は検察官の立証と証拠に基づいて判断する。
21〜28	B2 の事例を読む。分かる事実と推測を分け、X の有罪・無罪は決めず、さらに確かめる事項と必要な手続を提案する。
28〜36	追加カード配布。別の映像では現場近くに似た服装の人が複数いる。X が答えなかった理由も、まだ確認されていない。
36〜40	「分からないことを、都合のよい推測で埋めていない？」。犯罪の被害経験や家庭の事情は話させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

確認できた事実／まだ言えないこと／必要な証拠と手続。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

現場付近にいたことだけでは犯人と断定できず、黙秘権の行使を有罪の根拠にもできない。無罪推定の原則に立ち、人物の識別や盗品との関係を証拠で確かめる。捜査でも法定手続の保障を守る必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

経済的自由と財産権

第 8 時　50 分　参照 p.18〜19　授業案

到達課題　安全への効果、営業への負担、見落としの危険を比べ、案と改善条件を提案する。

教科書と資料の扱い

p.19 薬事法訴訟と公衆浴場法訴訟を比較。森林法共有林分割制限規定訴訟は財産権の発展例として、目的と手段の関係を確認する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	営業の自由と食品の安全を、負担も比較してどう両立させるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	「同じ距離規制だから、裁判の結論も同じ」は正しいか。 正答の条件：誤り。規制目的と具体的な業種の事情、手段の合理性を比較する。
21〜28	B2 の事例を読む。安全への効果、営業への負担、見落としの危険を比べ、案と改善条件を提案する。
28〜36	追加カード配布。試行では A は幅広く点検できたが、毎回の準備で営業負担が増えた。B は重点店へ早く対応できたが、自己申告だけでは危険を見落とした。事故減少の効果はまだ不明。無作為検査を一部加える案も出た。
36〜40	「同じ費用でも、誰の負担が違う？」「未確認の効果を断定していない？」。A・B・組合せのいずれも根拠を問う。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

安全への効果／営業と運用の負担／未確認の情報と改善。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

営業の自由と安全を両立するため、B を基に無作為検査を加えたい。重点検査には利点があるが、自己申告だけでは見落としがある。比例原則の観点から負担と効果を比べ、事故件数や準備時間を確認して見直す。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

法の下の平等と合理的配慮

第 9 時　50 分　参照 p.19〜20　授業案

到達課題　参加の機会・本人の希望・費用と移動を比べ、二案の利点と課題を書く。不足する情報を一つ挙げる。

教科書と資料の扱い

p.20 ヘイトスピーチ欄も扱い、集団への差別と個人への名誉毀損を同一視しない。事業者の合理的配慮は 2024 年 4 月から義務化。生徒の出自や障害の開示は求めない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	参加の機会を保障するために、限られた条件でどのような配慮を選ぶか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	全員に階段だけを使わせることは、参加の機会も平等にするか。 正答の条件：必ずしもそうではない。利用できない人の障壁を確認し、必要な調整を考える。
21〜28	B2 の事例を読む。参加の機会・本人の希望・費用と移動を比べ、二案の利点と課題を書く。不足する情報を一つ挙げる。
28〜36	追加カード配布。本人は対面を希望する。オンライン参加を希望する人は 8 人だが、案 A では残る 22 人に 20 席しかない。案 B の移動には、道案内を付けてほしいという声がある。日時変更の可否は未確認。
36〜40	「費用の少なさだけで参加を保障できる？」「席が足りない案をどう直す？」。配慮の有無を多数決にせず、本人との対話を前提にする。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

比較する条件／案 A と案 B の利点・課題／確認して調整すること。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

法の下の平等を支える合理的配慮として、私は全員が対面参加できる案 B を提案する。ただし移動の障壁は残るため、本人や参加者と経路を確認する。案 A を選ぶ場合も、席数の不足と本人の希望に応じた調整が必要である。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

多様性と共生社会

第 10 時　50 分　参照 p.21〜22　授業案

到達課題　案内のどこが参加を妨げ得るかを探し、役割の決め方と情報の伝え方を修正する。

教科書と資料の扱い

p.21 再婚禁止期間違憲判決・夫婦同姓訴訟は判決当時の制度として読む。再婚禁止期間は 2024 年 4 月に廃止。ハンセン病・旧優生保護法の欄では、差別を制度が支えた問題を確認する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	だれも排除しない案内や制度にするには、何を確かめるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	国籍、話す言語、外見を一対一で決め付けてよいか。 正答の条件：いけない。本人の状況を確かめ、それぞれ別の事柄として扱う。
21〜28	B2 の事例を読む。案内のどこが参加を妨げ得るかを探し、役割の決め方と情報の伝え方を修正する。
28〜36	追加カード配布。力仕事が得意でない男性や、運搬を希望する女性がいる。日本語を読むのに時間がかかる参加希望者は、短い文と図があれば理解できる。
36〜40	「属性ではなく、仕事に必要な条件は何？」。生徒の SOGI、国籍、家庭事情を挙手で調べない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

決め付け／具体的な障壁／修正した案内。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

性別から能力や希望を決め付けず、仕事内容を示して希望と必要な条件で役割を決めたい。多文化共生のためには国籍で一括りにせず、やさしい日本語や図などを用意し、実際に情報が届くか確かめる必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

参政権と権利を救済するしくみ

第 11 時　50 分　参照 p.22〜23　授業案

到達課題　A・B・C の目的に合う権利や手続を選び、似た制度との違いを説明する。

教科書と資料の扱い

p.23 在外日本人選挙権訴訟と在外日本人国民審査訴訟を比較し、参政権の行使を妨げる事情を考える。
p.22 外国人の人権欄と混同しない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	政治に参加する権利と、被害から救済される権利はどう違うか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	最高裁判所裁判官の国民審査と裁判員制度は同じか。 正答の条件：違う。前者は裁判官の罷免に関する制度、後者は一定の刑事裁判への参加である。
21〜28	B2 の事例を読む。A・B・C の目的に合う権利や手続を選び、似た制度との違いを説明する。
28〜36	追加カード配布。B は処分の取り消しと損害の賠償の両方を求めている。A は「請願を出したら、必ず希望どおりの政策になる」と考えていた。
36〜40	「求めたい結果は、政策変更・処分取消し・損害の回復のどれ？」。具体的な訴訟要件の判定までは求めない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

目的／対応する権利／保障される手続と結果の違い。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

参政権は政治の意思決定への参加を支え、国務請求権は救済などを求める道を保障する。B の取消しと賠償は目的を分けて考える。A の請願権は要望を伝える権利であり、希望する結果まで保証するものではない。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

社会権と人間らしい生活

第 12 時　50 分　参照 p.24〜25　授業案

到達課題　利用を妨げる条件と各案の効果を対応させ、届かない人への対応も示す。

教科書と資料の扱い

朝日訴訟・堀木訴訟は給付の具体化と裁量、家永教科書裁判は教育内容と検定の限界を読む。公務員の労働三権は職種による違いと人事院の代償措置を確認する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	必要な人に学習支援を届けるには、何を優先して整えるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	自由権と社会権で、国家に求める働きはどう違うか。 正答の条件：自由権は不当な干渉の排除、社会権は人間らしい生活のための積極的施策を求める。
21〜28	B2 の事例を読む。利用を妨げる条件と各案の効果を対応させ、届かない人への対応も示す。
28〜36	追加カード配布。匿名調査で端末がない人 6 人、交通費が難しい人 8 人、夜間しか来られない人 12 人が分かった。同じ人が複数に含まれるが重複人数は不明。利用希望は任意回答で、未回答者の事情も不明である。
36〜40	「人数を足してよい？」「選ばなかった案が必要な人はどうなる？」。予算は架空の条件で、権利保障の上限とは扱わない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

利用を妨げる条件／案の効果と費用／残る課題と追加調査。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

教育を受ける権利を実質的に支えるため、まず A と B を組み合わせたい。ただし夜間しか来られない人には届かない。人数には重複があり、単純に合計できない。匿名で利用条件を追加調査し、開室時間も継続して検討する。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

新しい人権と情報の公開

第 13 時　50 分　参照 p.26〜27　授業案

到達課題　公開の早さ・判断材料の十分さ・個人の識別可能性を比べ、段階的な公開も含めて案をつくる。

教科書と資料の扱い

p.26 空港公害・水俣病認定、p.27 外務省公電漏えい・「宴のあと」「石に泳ぐ魚」を、利益・根拠・救済の観点で比較する。資料の全文転載はしない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	個人の私生活を守りながら、政策を判断するための情報をどう届けるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	知る権利があれば、個人情報もすべて公開すべきか。 正答の条件：違う。公共的な判断に必要な情報と、個人の私生活を守る利益を具体的に比較する。
21〜28	B2 の事例を読む。公開の早さ・判断材料の十分さ・個人の識別可能性を比べ、段階的な公開も含めて案をつくる。
28〜36	追加カード配布。相談記録には、予測資料にない夜間の騒音の訴えがある。氏名を消しても、詳しい住所や病歴から個人を特定できるおそれがある。論点ごとの要約なら 5 日後に公開できるが、要約の正確さの確認が必要。
36〜40	「名前を消せば特定できない？」「早く出すことで不足する材料は？」。全部公開・全部非公開の二択を越え、公開範囲と時期を分ける。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

公開する情報と時期／守る個人情報／不足・確認・説明。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

知る権利とプライバシーの権利を両立するため、費用と騒音予測を先に公開し、相談の論点を後で補いたい。氏名だけでなく住所等による識別も点検する。要約の正確さと非公開の理由を説明し、説明会前の検討時間を確保する。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

個人情報と自己決定

第 14 時　50 分　参照 p.28〜29　授業案

到達課題　支援の効果、集める情報、保存期間、本人への説明を比べ、運用案をつくる。

教科書と資料の扱い

p.28 医療の自己決定の判例と、p.29 検索結果削除の比較衡量を読む。尊厳死・安楽死を日本で一般に合法な選択肢と説明しない。実際の医療判断を求める教材ではない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	学習支援に必要な情報を、本人の選択と両立させてどう扱うか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	同意ボタンを押した事実だけで、十分な自己決定といえるか。 正答の条件：利用目的や不利益を理解し、選択できたかも確かめる必要がある。
21〜28	B2 の事例を読む。支援の効果、集める情報、保存期間、本人への説明を比べ、運用案をつくる。
28〜36	追加カード配布。A にはつまずきに応じた助言を望む声と、履歴を残したくない声がある。B も少人数の集計では個人を推測できるおそれがある。提供会社から広告への二次利用を求められたが、当初の説明にはない。
36〜40	「同意すれば何でもよい？」「氏名を消せば十分？」。収集の必要性と自由に選べる条件を別々に点検する。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

目的と必要な情報／保存と閲覧／選択と二次利用。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

自己情報コントロール権を考え、個別助言を望む人には A、履歴を残したくない人には紙の学習を用意したい。保存期間と閲覧者を説明し、広告への利用は認めない。B でも人数が少ない集計は識別のおそれを点検する。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

権利と義務と公共の福祉

第 15 時　50 分　参照 p.30〜31　授業案

到達課題　制限の目的・具体的危険・制限の程度を点検し、他の方法と比較する。

教科書と資料の扱い

p.30 図の四つの関係を分類。p.31 市民会館利用拒否事件と国家公務員法違反事件は、制限の必要性と権利保障を比べる。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	権利がぶつかったとき、何を基準に調整するか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	納税できない人には人権がない、といえるか。 正答の条件：いえない。基本的人権の保障は、義務を果たしたことへの報酬ではない。
21〜28	B2 の事例を読む。制限の目的・具体的危険・制限の程度を点検し、他の方法と比較する。
28〜36	追加カード配布。暴力の予告や具体的な危険は確認されていない。音量と終了時刻を定め、出入口を整理することは可能だと分かった。
36〜40	「誰の、どの権利を守るための制限？」。反対者の存在と具体的な危険を区別する。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

衝突する権利／確認できた危険／必要な範囲の調整。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

公共の福祉は反対意見があるだけで集会を禁止する根拠にはならない。立憲民主主義では少数者の表現も守る必要がある。具体的な危険を確かめ、音量や時刻の調整など、権利への制限が小さい方法を検討したい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

民主政治と議院内閣制

第 16 時　50 分　参照 p.32〜33　授業案

到達課題　選挙・審議・行政監督の役割を分け、選挙後の点検方法を提案する。

教科書と資料の扱い

p.32 スイスの州民集会とリンカーンの演説、p.33 三権の図を確認。直接民主制と間接民主制を優劣だけで扱わず、規模・審議・少数意見を比較する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	代表を選んだ後も、国民はどう政治を点検できるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	天皇が首相を自由に選ぶことはできるか。 正答の条件：できない。国会の指名に基づいて任命する国事行為である。
21〜28	B2 の事例を読む。選挙・審議・行政監督の役割を分け、選挙後の点検方法を提案する。
28〜36	追加カード配布。選挙後に大規模な災害が起こり、従来の政策の優先順位を変える必要が出た。選挙時には分からなかった被害も報告されている。
36〜40	「選挙時に知らなかった事実が出たら？」。特定の現実の政党への支持表明は求めない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

代表を選ぶ／審議で調整する／行政を点検する。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

議会制民主主義は、選挙だけでなく審議と行政の監督を通じて働く。新しい被害の情報を国会で確かめ、与党も野党も理由と対案を示す必要がある。議院内閣制の下で、内閣の対応を継続して点検したい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

世界の政治体制と権力の分け方

第 17 時 50 分 参照 p.34〜36 授業案

到達課題 カードを競争・監視・地域の自治の観点で比較する。A と C が同時に成り立つ可能性も検討する。

教科書と資料の扱い

p.34 米大統領選挙、p.35 香港、p.36 ミャンマー・連邦制・イスラーム諸国の欄も参照。本文の国別情勢は掲載時点の例として扱い、現職名や現在の政党勢力の暗記問題にはしない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	選挙があることだけで、権力が十分に点検されるといえるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	大統領がいる国は、すべて米国と同じ制度か。 正答の条件：違う。首相の有無や議会との責任関係などを国ごとに比較する。
21〜28	B2 の事例を読む。カードを競争・監視・地域の自治の観点で比較する。A と C が同時に成り立つ可能性も検討する。
28〜36	追加カード配布。A では大統領の支持党と議会多数派が異なり、法案が成立しないことがある。C では地域で政策を変えられるが、調整に時間がかかる。
36〜40	「行政と立法の関係」と「中央と地域の関係」を二軸に分ける。特定の国民や宗教の性格に原因を求めさせない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

行政と立法／政治参加と批判／中央と地域。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

大統領制や連邦制は別の軸なので両立する。権力分立は点検に役立つ一方、対立時の調整も必要だ。選挙の有無だけでなく、反対意見の自由、権限の配置、行き詰まった場合の手続を比較して評価したい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

国会の組織と審議

第 18 時 50 分 参照 p.37〜38 授業案

到達課題 意見の届きやすさ、情報の確かさ、遅れる影響を比較し、審議の進め方を提案する。

教科書と資料の扱い

p.37 衆参の比較表と法案の提出・成立図、p.38 国会の種類を参照。予算先議権・内閣不信任決議権は衆議院固有の権限として第 19・20 時で再確認する。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	国会の審議で、早い対応と多様な意見の反映をどう両立させるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	国政調査権があれば、国会が裁判官に判決内容を命令できるか。 正答の条件：できない。国政の調査と裁判官の職権の独立は区別する。
21〜28	B2 の事例を読む。意見の届きやすさ、情報の確かさ、遅れる影響を比較し、審議の進め方を提案する。
28〜36	追加カード配布。一律の距離基準では、安全な経路がない生徒が対象から外れるおそれがある。通信環境が弱い地域もある。地図と電話で一部は確認できるが、危険箇所の現地状況はまだ確認されていない。
36〜40	「多数の意見だけで十分？」「現地調査が必要な情報はどれ？」。日数は架空の計画で、法定の審議期間ではない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

届いている意見／不足する情報／速さと調査の組合せ。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

委員会制度による審議を充実させるため、A に電話での聴取と危険箇所の重点調査を加えたい。通信環境や経路の違いで意見が漏れるためだ。確認できない点を明記し、速さだけでなく対象の公平さも検討して法案を点検する。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

法律の成立と衆議院の優越

第 19 時　50 分　参照 p.38〜39　授業案

到達課題　二つの仮定で必要人数を計算し、法律案の再可決と憲法改正の発議で分母と要件がどう違うか説明する。

教科書と資料の扱い

p.38 法律制定の図、p.39 衆議院の優越の図を必ず照合。休会期間を除く日数規定は教師が補足。解散権の論点は政党名を使わず制度の長短を扱う。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	二つの議院の意見が違うとき、どう結論を出すか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	国会休会中を除く 60 日間、参議院が法律案を議決しなければ、自動的に成立するか。 正答の条件：しない。衆議院は否決とみなせる。その後の再可決には出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要。
21〜28	B2 の事例を読む。二つの仮定で必要人数を計算し、法律案の再可決と憲法改正の発議で分母と要件がどう違うか説明する。
28〜36	追加カード配布。別の仮定として、同じ内容の法律案への賛成が 300 人、出席が 450 人ならどうか。二つは別々の計算例で、修正案を再採決した場面ではない。さらに「同じ人数条件で憲法改正も発議できる」という説明を点検する。
36〜40	「分母は出席議員か総議員か」「各議院の要件は？」。二つの仮定を時間順の採決と混同させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

案件／分母と人数／一致しない場合の手続。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

法律案の再可決には出席議員の 3 分の 2 以上が必要で、450 人なら 300 人である。290 人の仮定では不足し、300 人なら人数要件を満たす。憲法改正の発議は各議院の総議員が分母であり、同じ条件とはいえない。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

内閣のしくみと国会への責任

第 20 時　50 分　参照 p.40〜41　授業案

到達課題　権限の主体を整理し、不信任後に取り得る手続を説明する。

教科書と資料の扱い

p.40 他機関との関係図、p.41 行政機構図・閣議欄を参照。図は 2025 年 10 月時点の資料として扱い、現職名や省庁数の暗記に偏らせない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	内閣に強い権限を認めながら、どう責任を問うか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	内閣が予算を作れば、そのまま国の予算として決まるか。 正答の条件：決まらない。内閣が作成・提出し、国会が審議・議決する。
21〜28	B2 の事例を読む。権限の主体を整理し、不信任後に取り得る手続を説明する。
28〜36	追加カード配布。不信任案可決から 10 日が経過しても衆議院は解散されていない。ある大臣は「首相だけ辞めれば内閣はそのままでよい」と述べた。
36〜40	「提案・議決・執行を誰が担う？」。実際の災害時の緊急措置全般を、この簡略事例だけで判定させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

内閣の権限／国会の監督／不信任後の選択と期限。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

内閣は予算を作成・提出するが、議決するのは国会である。不信任可決後 10 日以内に衆議院を解散しなければ内閣は総辞職する。議院内閣制では内閣全体が国会に連帯責任を負うため、首相個人の責任だけではない。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

行政の拡大と民主的な統制

第 21 時　50 分　参照 p.42　授業案

到達課題　専門性を生かしつつ、理由・資料・意見募集・見直しをどう組み込むか提案する。

教科書と資料の扱い

p.42 TOPIC の公務員の役割・国家公務員と地方公務員・内閣人事局を確認。図の人数は掲載年の統計として読む。秘密主義等の弊害と組織運営の利点を対応させる。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	専門的な行政を、市民がどう点検できるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	パブリックコメントで同じ意見が一番多ければ、必ず採用されるか。 正答の条件：そうではない。意見の内容を検討する手続で、多数決ではない。
21〜28	B2 の事例を読む。専門性を生かしつつ、理由・資料・意見募集・見直しをどう組み込むか提案する。
28〜36	追加カード配布。意見募集で、人数は少ないが重大な利用上の障壁を指摘する意見が届いた。他方、同じ文面の賛成意見が大量に届いている。
36〜40	「意見の数と、指摘の重要性は同じ？」。官僚制を悪い制度とだけ説明せず、専門性と統制を両立させる。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

専門性の利点／点検できない点／公開と参加の改善。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

官僚制の専門性を生かすためにも、根拠と理由の公開が必要である。パブリックコメントは多数決ではないので、少数の意見でも具体的な障壁を示していれば検討する。採否の理由を説明し、施行後の見直しも設けたい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

司法権の独立と紛争解決

第 22 時　50 分　参照 p.43〜44　授業案

到達課題　裁判・調停・仲裁を、決める人・合意・拘束力の違いで比較し、必要な確認事項を挙げる。

教科書と資料の扱い

p.43 浦和事件・平賀書簡事件で独立への圧力を確認。p.44 裁判所の図と法廷公開の例外を読む。判決は公開され、対審の非公開には憲法上の厳格な条件がある。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	公正な裁判と、裁判以外の解決方法をどう使い分けるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	家庭裁判所は、憲法が禁止する特別裁判所か。 正答の条件：違う。通常の裁判所の体系に属する下級裁判所である。
21〜28	B2 の事例を読む。裁判・調停・仲裁を、決める人・合意・拘束力の違いで比較し、必要な確認事項を挙げる。
28〜36	追加カード配布。当事者は第三者の助けを借りた話合いを希望しているが、第三者が最終判断を下す仲裁に従う合意まではしていない。
36〜40	「第三者は話合いを助けるのか、判断を下すのか？」。実際の案件への法的助言ではなく制度比較とする。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

紛争の目的／決める人／合意と拘束力。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

民事裁判以外にも ADR があるが、調停と仲裁は同じではない。今回は第三者が合意を助ける調停を検討できる。仲裁は事前の仲裁合意などが必要となるため、費用・手続・拘束力を理解した上で方法を選びたい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

刑事裁判と刑罰

第 23 時　50 分　参照 p.45〜46　授業案

到達課題　有罪判断に必要な確認と、被害者支援に必要な取組を別々に提案する。被害者役・被告人役を演じる必要はない。

教科書と資料の扱い

p.45 民事・刑事の手続図を並べ、原告と検察官、被告と被告人を区別。少年法欄では 14 歳未満の刑事責任と 18・19 歳の特則を分けて読む。p.46 上段 TOPIC で更生支援を確認。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	誤った処罰を防ぎ、被害の回復と再犯防止につなげるには。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	証拠に合理的な疑いが残るが、事件が重大だから有罪にしてよいか。 正答の条件：できない。重大さと、被告人が犯人であることの立証は別である。
21〜28	B2 の事例を読む。有罪判断に必要な確認と、被害者支援に必要な取組を別々に提案する。被害者役・被告人役を演じる必要はない。
28〜36	追加カード配布。同じ服は広く販売されていた。被害者は、犯人の特定とは別に、通学路の安全確保と相談窓口の案内を求めている。
36〜40	「被害の深刻さと、誰がしたかの証明を混ぜていない？」。実際の被害経験を尋ねず、支援と適正手続を対立させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

証拠が示すこと／断定できないこと／今できる支援。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

無罪推定の原則から、服が似ているだけでは有罪と判断できない。他の証拠を確認し、合理的な疑いが残るなら有罪にしない。一方、被害者の安全確保や相談支援は、犯人を断定することとは切り分けて進めたい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

司法への国民参加と違憲審査

第 24 時　50 分　参照 p.46〜47　授業案

到達課題　3 枚の説明を訂正し、それぞれ制度の意義が伝わる一文を加える。裁判員制度と違憲審査を同じ制度として扱わない。

教科書と資料の扱い

p.46 候補者は 18 歳以上、学生の辞退、守秘義務を確認。検察審査会は 8 人以上の賛成を要する議決と二段階の手続を区別。p.47 選任図・砂川事件と苫米地事件の欄・積極／消極の論点を読む。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	市民の参加と憲法による統制は、裁判をどう支えるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	9 人のうち有罪の意見が裁判員 5 人、裁判官 0 人なら、有罪の人数条件を満たすか。 正答の条件：満たさない。過半数でも、賛成に裁判官が 1 人以上含まれる必要がある。
21〜28	B2 の事例を読む。3 枚の説明を訂正し、それぞれ制度の意義が伝わる一文を加える。裁判員制度と違憲審査を同じ制度として扱わない。
28〜36	追加カード配布。紹介先の読者は「多数決なら専門家の意見は不要」「違憲判断が少ないなら違憲審査権自体がない」と受け取った。説明に誤解を防ぐ条件を加える。
36〜40	「誰が・何を・どの条件で判断する？」を分ける。検察審査会は有罪を決める機関ではない。統治行為論はすべての政治問題を一律に除外する説明にしない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

国民参加の対象／判断の条件／憲法を守る仕組み。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

裁判員は裁判官と共に証拠を検討し、有罪には裁判官を含む過半数が必要である。また、違憲審査はすべての裁判所が具体的事件を通して行う。制度の有無と、その権限をどの程度行使するかは区別して説明したい。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

探究 政治制度を比較する

第 25 時　50 分　参照 p.48　授業案

到達課題　政策の実行・権力の点検・少数意見の反映で比較する。二案の利点と課題、弱点を補う工夫を挙げる。

教科書と資料の扱い

p.48 の 3 段階すべてを使用。ドイツ・フランス・ロシア・韓国の表は制度比較の資料として読む。議席数は時点に注意。ドイツ連邦議会は 2025 年選挙以降 630 議席で、教科書掲載の 598 を現行定数として扱わない。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	政策を進める力と権力を点検する力を、制度と運用でどう両立させるか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	大統領がいる国は、すべて同じ大統領制か。 正答の条件：違う。ドイツのように議院内閣制の国もあり、具体的な権限と責任の関係を見る必要がある。
21〜28	B2 の事例を読む。政策の実行・権力の点検・少数意見の反映で比較する。二案の利点と課題、弱点を補う工夫を挙げる。
28〜36	追加カード配布。支持政党が 45 議席になった場合も比べる。案 A では他党との連立や協力で議会の信任を得る道がある。案 B では大統領の任期は続くが、法案成立に他党との調整が必要になる。どちらも協力が得られるとは限らない。
36〜40	「60 議席と 45 議席で、必要な協力は変わる？」「速く決めるだけでよい？」。大統領制の議会解散・不信任と、議院内閣制を混同させない。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

共通の比較軸／60 議席と 45 議席／弱点を補う工夫。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

私は議院内閣制を選び、審議の公開と少数派の質問機会を組み合わせたい。多数派の支持は実行力を支えるが、45 議席なら他党との協力が必要になる。大統領制にも別々の代表による抑制があり、制度名だけでは優劣を決められない。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

探究 憲法改正と国民投票

第 26 時　50 分　参照 p.49　授業案

到達課題　目的・現行制度・法律でできる改善・憲法改正が必要だとする理由を分けて整理する。個人の賛否の告白は求めず、両論を公正に説明する。

教科書と資料の扱い

p.49 全体を使用。投票用紙図で改正案ごとに賛否を示すこと、調査の年・複数回答、1947 年の説明で制憲権と立法権の違いを確認。p.15 の硬性憲法に戻り単元をつなぐ。

本時の展開と教師の働きかけ

分	生徒の活動と教師の確認
0〜4	憲法を変える手続が厳格なのはなぜか。 B1 に個人回答。
4〜17	A1 の語句を確認。分担して写すだけでなく、各自が説明できるか確かめる。
17〜21	有効投票が 100 票で賛成 50 票。過半数の承認を得たか。 正答の条件：得ていない。過半数は半数を超える数なので、100 票なら 51 票以上が必要。
21〜28	B2 の事例を読む。目的・現行制度・法律でできる改善・憲法改正が必要だとする理由を分けて整理する。個人の賛否の告白は求めず、両論を公正に説明する。
28〜36	追加カード配布。資料の「新たに盛り込むべき権利」は 2017 年調査で複数回答、「改正の要否」は 2024 年を含む別の調査である。両者を同じ人の同時点の意見として合算できない。
36〜40	「その調査は、いつ、何を尋ねている？」。改正賛成・反対自体を評価せず、手続の正確さと双方の理由の扱いを評価する。
40〜47	中心の問いへの個人記述。語句・事実・再検討の理由に印を付けて提出。
47〜50	本時の小テスト 3 問。誤答の理由を次時冒頭にペアで説明し直す。

板書の三つの欄

改正の目的／手段と効果／正当な決定の条件。左に初期案、右に追加情報後の変更を追記する。

記述の評価例

硬性憲法の厳しい改正手続は、一時的な多数で基本的な権利が変わることを防ぐ意味がある。国民投票は国民主権の実現でもある。判断には、目的と手段を分け、法律での改善可能性や具体的な改正案の効果を比べる必要がある。

上の結論と違っても、制度が正確で、事実と条件を示せば評価する。語句だけの羅列、事例にない事実の追加、無条件の一般化は説明し直す。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点 正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 4 時 法の支配と立憲主義

問 1 正答 1 権力を法で制限し、その法の内容にも人権保障を求める

法に従う形式に加え、権力の制限と人権保障を確認する。

問 2 正答 2 国家機関に権限を与え、その行使に限界を設ける

授権と制限を併せて捉える。特定機関への権力集中ではない。

問 3 正答 2 成立手続だけでなく、表現の自由や救済手続も調べる

多数決や一律適用だけでは、人権保障の条件を満たさない。

補充：「法律に書けば必ず法の支配にかなう」は正しいか。 → 誤り。制定手続だけでなく、人権を保障する内容かも問う。

第 5 時 日本国憲法の成立と個人の尊重

問 1 正答 3 国民主権・基本的人権の尊重・平和主義

三大原理と、それを支える制度・個別の権利を区別する。

問 2 正答 4 国家への貢献の程度にかかわらず、一人ひとりを尊重する

国家への貢献や多数派への同調を、人権保障の条件にしない。

問 3 正答 3 通常の法律より厳しい改正手続を定めている

厳しい手続であって、改正不能や全員一致という意味ではない。

補充：人権は、政府から褒美として与えられるものか。 → 違う。人として保障される権利であり、国家権力が尊重すべきものである。

第 6 時 自由権の成立と精神的自由

問 1 正答 3 自然権を守る政府をつくり、権力の濫用への抵抗を認める

ホッブズ・ルソー・王権神授説との違いを確認する。

問 2 正答 1 国家と宗教の結び付きを制限して、信教の自由を支える

国家の宗教的中立と、個人の宗教活動の自由を区別する。

問 3 正答 2 安全確保の行動条件と、政策への内心の賛同要求

安全上の条件と、思想や政策への賛同の強制を混同しない。

補充：心の中で考えることと、他者に伝える行為は同じか。 → 違う。内心そのものの自由と、他者の権利にも関わる表現行為を区別する。

第 7 時 人身の自由と適正な刑事手続

問 1 正答 1 自己に不利益な供述を強要されない

供述しない権利と、他の証拠による捜査・立証は別である。

問 2 正答 1 逮捕は原則として令状を要し、現行犯逮捕などに例外がある

原則と例外を分け、令状を発付する主体も確認する。

問 3 正答 4 服装だけで特定せず、時刻や映像など他の証拠を調べる

人物特定に必要な証拠と、推測だけの説明を区別する。

補充：黙秘したことだけで有罪と判断してよいか。 → いけない。供述しない権利があり、有罪は検察官の立証と証拠に基づいて判断する。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点 正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 8 時 経済的自由と財産権

問 1 正答 4 職業選択の自由・財産権

経済的自由と、社会権に分類される権利を区別する。

問 2 正答 4 規制の目的と、手段が目的に役立つ根拠を確認する

自由の保障と合理的な規制の両方を考える。

問 3 正答 3 業種の事情や規制目的、手段の合理性が異なり得る

規制の形式だけでなく、目的と具体的事情を比較する。

補充：「同じ距離規制だから、裁判の結論も同じ」は正しいか。 → 誤り。規制目的と具体的な業種の事情、手段の合理性を比較する。

第 9 時 法の下の平等と合理的配慮

問 1 正答 3 合理的な理由のない差別的取扱いを認めない

扱いに違いがあることと、不合理な差別を区別する。

問 2 正答 2 本人と対話し、障壁や負担、代替策を具体的に確かめる

希望の尊重、建設的対話、過重な負担の具体的検討が必要。

問 3 正答 3 本人の参加上の障壁と、各案で確保できる参加方法

配慮するかを多数決にせず、参加できる方法を検討する。

補充：全員に階段だけを使わせることは、参加の機会も平等にするか。 → 必ずしもそうではない。利用できない人の障壁を確認し、必要な調整を考える。

第 10 時 多様性と共生社会

問 1 正答 3 属性で能力を決め付けず、仕事の条件と本人の希望を確かめる

必要な能力・本人の希望と、属性の決め付けを分ける。

問 2 正答 3 権利の性質に応じ、外国人にも基本的人権の保障が及ぶ

日本国民だけを対象とする性質の権利との区別が必要。

問 3 正答 1 やさしい日本語や図を併用し、必要な情報が届くか確かめる

同じ情報を送ることと、必要な情報が伝わることは異なる。

補充：国籍、話す言語、外見を一対一で決め付けてよいか。 → いけない。本人の状況を確かめ、それぞれ別の事柄として扱う。

第 11 時 参政権と権利を救済するしくみ

問 1 正答 1 選挙で代表者を選ぶ権利

政治への参加と、権利の救済を求める権利を区別する。

問 2 正答 4 公務員の違法行為の損害は国家賠償、無罪時の拘禁等は刑事補償

損害の発生原因と、それに対応する救済制度を整理する。

問 3 正答 3 平穏に請願でき、請願したために差別待遇を受けない

請願できることと、要望が必ず実現することは異なる。

補充：最高裁判所裁判官の国民審査と裁判員制度は同じか。 → 違う。前者は裁判官の罷免に関する制度、後者は一定の刑事裁判への参加である。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点 正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 12 時 社会権と人間らしい生活

問 1 正答 2 健康で文化的な最低限度の生活

生活の保障を、平均所得の保障や身体的生存だけに狭めない。

問 2 正答 2 団結権・団体交渉権・団体行動権

勤労の権利や経済的自由と、労働三権を区別する。

問 3 正答 1 要件に加え、案内や申請の障壁を調べて改善する

制度が存在することと、必要な人が利用できることを分ける。

補充：自由権と社会権で、国家に求める働きはどう違うか。 → 自由権は不当な干渉の排除、社会権は人間らしい生活のための積極的施策を求める。

第 13 時 新しい人権と情報の公開

問 1 正答 3 社会や技術の変化に伴い、従来の条文だけでは見えにくい課題が生じる

憲法の包括的な権利保障と、社会の変化との関係を考える。

問 2 正答 1 行政文書の開示請求を定め、不開示情報も規定する

開示請求と任意提供、行政文書と私文書を区別する。

問 3 正答 3 住所や内容の組合せから個人を特定できないかも確認する

識別可能性と、切り分けて公開できる部分を確認する。

補充：知る権利があれば、個人情報もすべて公開すべきか。 → 違う。公共的な判断に必要な情報と、個人の私生活を守る利益を具体的に比較する。

第 14 時 個人情報と自己決定

問 1 正答 2 十分な説明を受け理解した上で、本人が同意する

書面の有無だけでなく、説明・理解・本人の意思を確認する。

問 2 正答 1 著作権

表現、発明、商品等の目印、デザインの保護を区別する。

問 3 正答 4 利用目的を確かめ、不要な収集を減らし代替方法も示す

同意の形式だけでなく、収集の必要性と選択肢を確認する。

補充：同意ボタンを押した事実だけで、十分な自己決定といえるか。 → 利用目的や不利益を理解し、選択できたかも確かめる必要がある。

第 15 時 権利と義務と公共の福祉

問 1 正答 1 保護する子女に普通教育を受けさせる義務

義務を負う人と、教育を受ける子どもの立場を区別する。

問 2 正答 2 権利の衝突などを調整する際も、制限の必要性を検討する

権利の保障と、必要かつ合理的な調整を両立させる。

問 3 正答 3 危険の具体性と、権利への制限が小さい代替策

批判への好悪と、具体的な危険への対応を分ける。

補充：納税できない人には人権がない、といえるか。 → いえない。基本的人権の保障は、義務を果たしたことへの報酬ではない。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点　正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 16 時 民主政治と議院内閣制

問 1　正答 2　選挙で選ばれた代表者が、議論して政治の決定を行う

代表を通した決定と、代表への継続的な点検を考える。

問 2　正答 4　内閣が議会の信任を基礎とし、議会に責任を負う

議会と内閣の結び付きと、政治的責任の所在を確認する。

問 3　正答 3　国会が指名し、その指名に基づいて天皇が任命する

指名する機関と、国事行為として任命する主体を区別する。

補充：天皇が首相を自由に選ぶことはできるか。→ できない。国会の指名に基づいて任命する国事行為である。

第 17 時 世界の政治体制と権力の分け方

問 1　正答 2　大統領と議会は別々に選ばれ、大統領は議会を解散できない

別々の選挙と権力分立を、議院内閣制と比較する。

問 2　正答 2　連邦と州などが、憲法に基づいて統治権を分担する

連邦制、二院制、連立政権を混同しない。

問 3　正答 4　選出方法、権限、議会との関係を分けて比較する

名称だけでなく、権限配分と運用条件を比較する。

補充：大統領がいる国は、すべて米国と同じ制度か。→ 違う。首相の有無や議会との責任関係などを国ごとに比較する。

第 18 時 国会の組織と審議

問 1　正答 4　任期 6 年で、3 年ごとに半数を改選する

任期の長さと改選の間隔、解散の有無を区別する。

問 2　正答 3　特別会

緊急集会は解散中の緊急の必要に対応する参議院の会議。

問 3　正答 3　利害関係者や学識経験者などの意見を聴く

公聴会と本会議、裁判、両院協議会を区別する。

補充：国政調査権があれば、国会が裁判官に判決内容を命令できるか。→ できない。国政の調査と裁判官の職権の独立は区別する。

第 19 時 法律の成立と衆議院の優越

問 1　正答 2　出席議員の 3 分の 2 以上の賛成

分母は出席議員。憲法改正の発議の総議員と区別する。

問 2　正答 4　憲法改正の発議

憲法改正の発議は両議院それぞれの要件を満たす必要がある。

問 3　正答 3　衆議院は否決とみなすことができるが、それだけで法律にはならない

みなし否決と法律成立を区別する。再可決の要件も必要。

補充：国会休会中を除く 60 日間、参議院が法律案を議決しなければ、自動的に成立するか。→ しない。衆議院は否決とみなせる。その後の再可決には出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点 正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 20 時 内閣のしくみと国会への責任

問 1 正答 4 内閣が作成して提出し、国会が議決する

行政による予算案の作成と、国会による議決を区別する。

問 2 正答 1 10 日以内に衆議院が解散されなければ、内閣は総辞職する

10 日、衆議院、内閣の総辞職の三点を確認する。

問 3 正答 3 首相が任命し、その過半数は国会議員でなければならない

首相の任命権と、過半数を国会議員とする要件を区別する。

補充：内閣が予算を作れば、そのまま国の予算として決まるか。 → 決まらない。内閣が作成・提出し、国会が審議・議決する。

第 21 時 行政の拡大と民主的な統制

問 1 正答 1 法律の委任に基づき、行政が命令で詳細を定める

法律の委任による命令と、行政指導を区別する。

問 2 正答 2 相手方の任意の協力によって行政目的の実現を図る

任意の協力を求める行政指導と、強制力のある処分を分ける。

問 3 正答 3 提出意見の内容を検討し、考慮の結果と理由を示す

多数決ではない。意見の内容と、それへの応答が重要。

補充：パブリックコメントで同じ意見が一番多ければ、必ず採用されるか。 → そうではない。意見の内容を検討する手続で、多数決ではない。

第 22 時 司法権の独立と紛争解決

問 1 正答 2 裁判官・検察官・弁護士

裁判員、警察官、司法書士などとの職務の違いを確認する。

問 2 正答 1 上告

第一審判決への控訴、決定等への抗告、確定後の再審と分ける。

問 3 正答 2 調停は合意を助け、仲裁は仲裁合意に基づき第三者が判断する

話合いの合意を助ける手続と、拘束力ある判断を得る手続を分ける。

補充：家庭裁判所は、憲法が禁止する特別裁判所か。 → 違う。通常の裁判所の体系に属する下級裁判所である。

第 23 時 刑事裁判と刑罰

問 1 正答 3 有罪が確定するまで無罪と推定し、検察側が有罪を立証する

逮捕・起訴と有罪の確定を区別し、立証責任を確認する。

問 2 正答 3 20 歳未満が対象で、18・19 歳には特定少年としての特則がある

成人年齢、刑事責任年齢、少年法の対象年齢を分ける。

問 3 正答 3 懲役と禁錮を一本化し、特性に応じて作業や指導を行う

刑罰としての拘禁刑と、裁判前の勾留を区別する。

補充：証拠に合理的な疑いが残るが、事件が重大だから有罪にしてよいか。 → できない。重大さと、被告人が犯人であることの立証は別である。

小テストの正答と補充

3 問各 1 点　正答位置は問題ごとに並べ替え（2026 年 11 月 16 日訂正）

第 24 時 司法への国民参加と違憲審査

問 1　正答 4　裁判員 4 人と裁判官 1 人が有罪とする

過半数と、裁判官・裁判員双方の賛成を含むことを確認する。

問 2　正答 1　下級裁判所ももち、最高裁判所は終審裁判所として判断する

すべての裁判所がもつことと、終審としての役割を分ける。

問 3　正答 4　具体的な事件の解決に必要な範囲で、合憲性を判断する

付随的違憲審査と、抽象的違憲審査を区別する。

補充：9 人のうち有罪の意見が裁判員 5 人、裁判官 0 人なら、有罪の人数条件を満たすか。 → 満たさない。過半数でも、賛成に裁判官が 1 人以上含まれる必要がある。

第 25 時 探究 政治制度を比較する

問 1　正答 1　大統領と議会が別々の選挙に基づいて国民を代表する

二つの代表の選出経路と、二院制・二大政党制を分ける。

問 2　正答 1　議会の信任

議会への政治的責任と、他機関の権限を混同しない。

問 3　正答 1　法案の成立には他党との調整が必要になり、対立で停滞する場合がある

選挙結果の違いと、権限配分から調整が必要になる条件を考える。

補充：大統領がいる国は、すべて同じ大統領制か。 → 違う。ドイツのように議院内閣制の国もあり、具体的な権限と責任の関係を見る必要がある。

第 26 時 探究 憲法改正と国民投票

問 1　正答 3　各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成

各議院、総議員、3 分の 2 以上をそれぞれ確認する。

問 2　正答 3　有効投票の過半数

分母と、過半数が半数を超えることを区別する。

問 3　正答 4　質問文、調査方法、対象、実施年を確認して比較する

異なる質問や調査対象を、同じ条件の結果とみなさない。

補充：有効投票が 100 票で賛成 50 票。過半数の承認を得たか。 → 得ていない。過半数は半数を超える数なので、100 票なら 51 票以上が必要。

出典と改訂時の確認

教科書写真の印刷ページ p.11〜49 と一次資料　確認日 2026 年 10 月 2 日

参照：谷田部玲生ほか 11 名『高等学校 政治・経済』第一学習社、2026 年 2 月 10 日発行（政経 706）、p.11〜49。表紙・奥付を 2026 年 10 月 5 日に確認。制度は以下の一次資料と照合。事例は架空で、個別事案の法的判断は行いません。出版社の公式・公認教材ではありません。

日本国憲法 衆議院

人権と統治の条文、国会・内閣・裁判所・改正手続

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm

国民投票法 e Gov 法令検索

国民投票の投票権、承認の要件

https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC1000000051

裁判所 裁判員の仕事や役割

構成、審理、評議、評決

https://www.courts.go.jp/saibanin/introduction/work_and_role/index.html

裁判所 裁判員制度 Q and A

対象事件、辞退、守秘義務

https://www.courts.go.jp/saibanin/introduction/qa/index.html

裁判所 検察審査会の制度概要

11 人による審査と起訴議決の手続

https://www.courts.go.jp/about/sonota/kensin/seido_gaiyo/index.html

法務省 拘禁刑について

2025 年 6 月 1 日の導入と処遇

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html

法務省 嫡出推定制度の見直し等

2024 年 4 月 1 日の再婚禁止期間の廃止

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

内閣府 障害者差別解消法リーフレット

2024 年 4 月から事業者にも合理的配慮の提供を義務化

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

ドイツ連邦議会 2025 年選挙結果

2025 年選挙後の連邦議会 630 議席

https://www.bundestag.de/en/documents/textarchive/kw09-election-1055556

授業後の改訂記録：所要時間＿＿分／誤答が多かった語＿＿／根拠の使い方＿＿／次回変える発問＿＿。本教材は試行版です。授業での所要時間と学習効果は未検証です。

使い方と改訂内容

2026 年 11 月 13 日 試行版 第 3 版

この版で変更したこと

全 23 回・69 問の選択肢を見直しました。制度や似た語句の混同が見取れる問題を中心にし、第 24 時の裁判員の問題では原則の 9 人構成を明示しました。単独ページの参照表記も整理しています。

第 9・13・25 時は、複数案を共通の条件で比較できる事例へ改訂しました。次の 3 ページに、判断が分かれる箇所、支援、異なる結論の評価例を示します。その他の回も、初期案・根拠・追加情報後の理由を比較します。

授業前に確認すること

各回の知識整理を事前に読み、既習語と初出語を分けます。初出語が多い学級では、図表を用いた説明を増やし、班間交流をペア交流に短縮してください。教科書の版が違う場合は、ページ番号より単元名・語句で照合します。

本パックの第 4〜26 時は教材内の整理番号です。全 23 回の連続実施を前提にせず、年間計画と授業進度に合わせて必要な回を選べます。

教材の利用条件

本サイトが作成した教材は、授業・校内研修・個人学習のために無償で複製・配付・改変できます。改変したものには「50 分の公民室を基に改変」と変更日を示してください。

外部への紹介はサイトへのリンクをお願いします。本条件は教材ファイルの一般向け再配布・販売・有料サービスへの収録を許可するものではありません。第三者の資料・写真・文章を追加するときは、その権利と利用条件を別途確認してください。

更新と出典の確認

法令・制度の一次資料は前ページに掲載しています。第 9 時の建設的対話は内閣府「令和 7 年版障害者白書 付録 3」の基本方針も参照。第 13 時の 3 日・5 日・7 日は架空の作業見込みで、法定の開示期限ではありません。

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/furoku_03.html

訂正・改訂は https://koumin50.com/policy/ で案内します。問い合わせ窓口は未設置です。使用前に教材名・版・更新日を確認してください。

法の下の平等と合理的配慮の対話と評価

第 9 時 重点改訂 比較した理由を残す

授業のねらい

参加の機会を保障するために、限られた条件でどのような配慮を選ぶか。

21〜28 分に比較すること

架空の説明会に 30 人が申し込んだ。2 階会場には階段しかなく、申込者の一人が会場変更を相談した。案 A は 1 階 20 席とオンラインの併用で追加 2 万円。案 B は近隣の段差のない 30 席の会場へ移り、追加 3 万円と徒歩 15 分が必要。予算の上限は 3 万円。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

本人は対面を希望する。オンライン参加を希望する人は 8 人だが、案 A では残る 22 人に 20 席しかない。案 B の移動には、道案内を付けてほしいという声がある。日時変更の可否は未確認。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

A は安いからよいという回答には、対面希望 22 人と 20 席を囲ませる。B なら解決という回答には、徒歩 15 分を負担に感じる人への確認を促す。

異なる結論をどう評価するか

案 A も、同じ目的を保てる分散開催や会場調整を、本人と参加者に確認して具体化できれば評価する。対面希望の本人を一方的にオンラインへ回す案は再検討させる。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録 記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

新しい人権と情報の公開の対話と評価

第 13 時　重点改訂　比較した理由を残す

授業のねらい

個人の私生活を守りながら、政策を判断するための情報をどう届けるか。

21〜28 分に比較すること

架空の道路計画の説明会は 10 日後。公開できる費用・騒音予測の資料と、氏名・病歴を含む相談記録がある。案 A は資料を 3 日後に部分公開し、相談記録の編集は後から行う。案 B は相談内容も整理して 7 日後にまとめて公開する。どちらも個人が識別できる部分は非公開とする。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

相談記録には、予測資料にない夜間の騒音の訴えがある。氏名を消しても、詳しい住所や病歴から個人を特定できるおそれがある。論点ごとの要約なら 5 日後に公開できるが、要約の正確さの確認が必要。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

早く出すことだけを挙げた生徒には、夜間騒音の情報がどこにあるか問う。氏名削除で十分とした生徒には、住所と病歴の組合せを点検させる。

異なる結論をどう評価するか

案 B でも、7 日後まで待つ理由と、説明会までに読み取れる方法を説明できれば評価する。日数は架空の作業見込みであり、法定の開示期限を表すものではない。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録　記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

探究 政治制度を比較するの対話と評価

第 25 時　重点改訂　比較した理由を残す

授業のねらい

政策を進める力と権力を点検する力を、制度と運用でどう両立させるか。

21〜28 分に比較すること

架空の国が制度を比較する。案 A は議会の信任を基礎に内閣をつくる議院内閣制。案 B は大統領と議会を別々に選ぶアメリカ型大統領制。共通の条件として一院の議会は 100 議席、行政の長を支持する政党が 60 議席をもつものとする。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

支持政党が 45 議席になった場合も比べる。案 A では他党との連立や協力で議会の信任を得る道がある。案 B では大統領の任期は続くが、法案成立に他党との調整が必要になる。どちらも協力が得られるとは限らない。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

大統領が直接選ばれるから常に強いという回答には、法案を議決する主体を確認させる。議院内閣制は必ず速いという回答には、45 議席の条件を使わせる。

異なる結論をどう評価するか

大統領制を選び、議会との協議や審議の公開を提案する結論も評価する。得点化する場合は、各軸の重みを生徒が説明し、唯一の合計点で制度の優劣を確定しない。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録　記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

経済的自由と財産権の対話と評価

第 8 時 重点改訂 比較した理由を残す

授業のねらい

営業の自由と食品の安全を、負担も比較してどう両立させるか。

21〜28 分に比較すること

架空の市が飲食店の衛生対策を比較する。案 A は全店へ年 2 回の検査、案 B は全店へ年 1 回の検査と無料研修を行い、危険が見つかった店を追加検査する。年間費用はともに 100 万円。既存の衛生基準は両案とも守る。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

試行では A は幅広く点検できたが、毎回の準備で営業負担が増えた。B は重点店へ早く対応できたが、自己申告だけでは危険を見落とした。事故減少の効果はまだ不明。無作為検査を一部加える案も出た。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

安い方だけで決める生徒には両案が同額であることを確認。規制をなくす案には既存の衛生基準を守る前提へ戻す。

異なる結論をどう評価するか

A を選び、準備書類の簡素化や検査日時の調整を加える案も評価する。事故減少は未確認なので、効果を断定せず検証方法を示させる。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録 記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

社会権と人間らしい生活の対話と評価

第 12 時　重点改訂　比較した理由を残す

授業のねらい

必要な人に学習支援を届けるには、何を優先して整えるか。

21〜28 分に比較すること

架空の市の学習室は平日 17 時まで開く。追加予算は月 6 万円。A は端末 6 台の貸出に 3 万円、B は交通費支援 10 人分に 3 万円、C は週 2 日の夜間開室に 6 万円。既存の支援は継続し、追加策を予算内で選ぶ。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

匿名調査で端末がない人 6 人、交通費が難しい人 8 人、夜間しか来られない人 12 人が分かった。同じ人が複数に含まれるが重複人数は不明。利用希望は任意回答で、未回答者の事情も不明である。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

最多人数の案だけ選ぶ生徒には、夜間に来られても端末や交通費が必要な人がいる可能性を問う。家庭事情の発表は求めない。

異なる結論をどう評価するか

C を選び、貸出や移動の支援を次期の改善課題にする案も評価する。人数の多さだけでなく、届く支援と残る障壁を具体的に説明させる。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録　記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

個人情報と自己決定の対話と評価

第 14 時 重点改訂 比較した理由を残す

授業のねらい

学習支援に必要な情報を、本人の選択と両立させてどう扱うか。

21〜28 分に比較すること

架空の学習アプリで、A は氏名付きの学習履歴を学期末まで保存し個別助言に使う。B は氏名と結び付けない集計だけを保存し全体の授業改善に使う。成績提出は別の仕組みで行い、紙での学習も選べる。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

A にはつまずきに応じた助言を望む声と、履歴を残したくない声がある。B も少人数の集計では個人を推測できるおそれがある。提供会社から広告への二次利用を求められたが、当初の説明にはない。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

情報を全部集める／全部なくすという回答には、どの支援にどの情報が必要か対応付けさせる。実際の成績や病歴は使わない。

異なる結論をどう評価するか

B を基本にし、本人が希望するときだけ別に個別相談を行う案も評価する。集計の識別リスク、個別助言の限界、紙の代替方法に触れさせる。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録 記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

国会の組織と審議の対話と評価

第 18 時　重点改訂　比較した理由を残す

授業のねらい

国会の審議で、早い対応と多様な意見の反映をどう両立させるか。

21〜28 分に比較すること

架空の通学支援法案を審査する委員会で、A は 1 週間で各地の意見をオンラインで聴く、B は 3 週間かけ現地調査も組み合わせる案が出た。既存支援は続くが、どちらも法案の修正と必要な審議を経る。

紙面の「案と根拠」に、①選ぶ案、②別案の利点または課題、③まだ必要な情報を一つずつ短く記す。話し合いの前に各自で印を付け、全員が一度理由を説明する。

28〜36 分に追加する条件

一律の距離基準では、安全な経路がない生徒が対象から外れるおそれがある。通信環境が弱い地域もある。地図と電話で一部は確認できるが、危険箇所の現地状況はまだ確認されていない。

追加情報のうち、案の実行や根拠に関わる箇所に線を引く。案を変えたかどうかに加え、判断の条件をどう修正したかを一文で残す。

つまずきへの問い返し

早く決める／全て調べ終えるという二択には、電話・地図・重点調査をどう組み合わせるか問う。意見聴取と採決を区別する。

異なる結論をどう評価するか

B を選び、遅延による影響を説明して中間報告を行う案も評価する。現地調査で何を確かめるか、待つ間の課題も示させる。

個人記述で確認すること

①語句が正確、②事例中の具体的な条件がある、③別案や残る課題への言及がある、の三点で見取る。資料から分からないことを「未確認」と書く判断も認める。

授業後の記録　記述まで終えた人数＿＿／比較に使われた語句＿＿／次回追加する支援＿＿

今回の訂正と授業での使い分け

2026年11月13日 試行版 第3版

説明と活動を修正

第14時のパターナリズムを未成年者に限定しない定義に訂正。第19時に国会休会中を除く条件を追記し、再可決は同じ内容の法律案を扱う二つの独立した計算例に変更しました。

第8・12・14・18時では、費用・人数・時間・情報管理の条件から複数の実行案を比べます。問い・役割・追加カード・記述例・別解の評価をそろえました。前のページまでの改訂説明は旧版から継続している内容です。

基礎確認と案の比較を使い分ける

誤りを見つける課題では、まず根拠となる原理と誤りの理由を個人で確認します。その後、同じ権利を守る二つの改善方法を考えます。権利を保障するかどうかを多数決にかけず、手段・負担・必要な情報を比較します。

発言前に各自で一文を書き、全員の理由を聞きます。言葉にしにくい生徒には「私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__。追加情報を受け__」を示します。意見が変わらなくても、根拠を補えれば評価します。

語句の照合と時間の調整

教科書との対応表は既存の語句を保持しています。今回の改訂では元写真との全語再照合は未完了です。使用前に、お手元の教科書の太字と照合してください。

語句の意味を確認する時間と最後の個人記述を優先します。遅れた場合は隣班点検を教師の一問へ置き換え、小テストの解説を次時に回します。実施時間と生徒のつまずきを記録し、次回の配分を調整してください。

訂正の確認資料

2026年11月13日確認：衆議院掲載「日本国憲法」59〜61・67条。パターナリズムは広島国際大学「広国IPE用語集」を参照。

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/education_overview/word.html